電報新聞

衆議院議員總選擧の告日に一言

本日は衆議院議員總選擧の告日に當り、吾人は一言して其の重大なる意義を明にし、以て國民の覺醒を促さんと欲す。

抑〻我が國體は萬世一系の天皇を以て統治權の主體と爲し、天皇は神聖にして侵すべからず、國家の元首として統治權を總攬し、憲法の條規に依りて之を行ふ。帝國議會は貴族院と衆議院とを以て組織し、貴族院は貴族及び勅任議員を以て組織し、衆議院は選擧せられたる議員を以て組織す。兩院は各〻獨立して其の職權を行ひ、兩院の一致を以て立法の協賛を爲す。國務大臣は天皇を輔弼し、其の責に任ず。司法は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ。裁判所の構成は法律を以て之を定む。行政裁判の範圍は法律を以て之を定む。會計は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經べし。豫算の外國庫の負擔となり、又は國庫と契約を爲すべき事項は帝國議會の協賛を經べし。豫算の議定を經ざるときは政府は前年度の豫算に準じ施行することを得。皇室典範の改正は帝國議會の議に付することを得ず。憲法の改正は各議院總員三分の二以上の出席を要し、出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず。

以上は我が國體の大綱にして、我が國民の權利義務は實に此の國體の基礎の上に立つものなり。

我が國體は萬世一系の天皇を以て統治權の主體と爲し、天皇は神聖にして侵すべからず、國家の元首として統治權を總攬し、憲法の條規に依りて之を行ふ。帝國議會は貴族院と衆議院とを以て組織し、貴族院は貴族及び勅任議員を以て組織し、衆議院は選擧せられたる議員を以て組織す。兩院は各〻獨立して其の職權を行ひ、兩院の一致を以て立法の協賛を爲す。國務大臣は天皇を輔弼し、其の責に任ず。司法は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ。裁判所の構成は法律を以て之を定む。行政裁判の範圍は法律を以て之を定む。會計は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經べし。豫算の外國庫の負擔となり、又は國庫と契約を爲すべき事項は帝國議會の協賛を經べし。豫算の議定を經ざるときは政府は前年度の豫算に準じ施行することを得。皇室典範の改正は帝國議會の議に付することを得ず。憲法の改正は各議院總員三分の二以上の出席を要し、出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず。

以上は我が國體の大綱にして、我が國民の權利義務は實に此の國體の基礎の上に立つものなり。

○…

○…

○…